瀬戸市教育委員会訓令第１号

事　務　局

教育機関

瀬戸市教育委員会決裁規程（昭和６３年瀬戸市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

令和８年１０月１日

瀬戸市教育委員会

教育長　加　藤　正　彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	（教育長等の代決等） 第９条　教育長は、教育委員会の決裁すべき事項の処理について、急施その他やむを得ない事情により教育委員会の決裁を受けることができないときは、これを代決することができる。 ２　前項の場合において、教育長が不在のときは、部長が、これを代決することができる。 ３　教育長は、第１項の規定により代決したときは、その旨を直近の教育委員会の会議に報告し、その承認を受けなければならない。部長が、前項の規定により代決したときも、また、同様とする。
（部長等の代決） 第９条　＜省略＞ （代決の制限） 第１０条　＜省略＞ （後閲） 第１１条　＜省略＞	（部長等の代決） 第１０条　＜省略＞ （代決の制限） 第１１条　＜省略＞ （後閲） 第１２条　＜省略＞

附　則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。